

## 湯呑茶碗洗浄要領

### (1) 作業内容

休日等を除く毎日、原則として午後 5 時 15 分以降に作業を開始し、洗浄後の湯呑茶碗等は、翌日午前 8 時 30 分までに所定の場所に収納する。

なお、洗浄対象の湯呑茶碗は、課ごと共用の 2 種程度までとし、職員の私物は含まないものとする。

### (2) 対象数量及び作業回数

- ① 対象数量：270 程度（個/日）
- ② 作業回数：1（回/日）

### (3) 注意事項

- ① 作業に従事する者は、所定の制服を着用し、作業開始前に手を消毒すること。
- ② 各執務事務室等の茶碗等を回収し、適正洗剤で洗浄し、水洗いし、熱湯で消毒すること。
- ③ 毎日、清潔維持のため、ラック、洗い桶、布巾、急須、茶こぼし、盆、茶がら入れ、ポット等を洗浄し、茶棚、ワゴン等の清掃を行うこと。
- ④ 使用済の布巾は、2 ヶ月ごとに全部を更新する。
- ⑤ 火気等を使用した場合は、ガスの元栓を締め、火の取扱いには十分注意すること。
- ⑥ その他、当該業務を実施するために必要な業務等は事業者が行うこと。